

# 近江町埋蔵文化財調査集報 4

——礎遺跡 第3次発掘調査——

2 0 0 1

滋 賀 県 坂 田 郡

近 江 町 教 育 委 員 会



## 序

近江町は、古代より近畿・東海・北陸を結ぶ交通の要衝とされ、滋賀県内においても、周知される埋蔵文化財包蔵地の多い町として知られています。

ここに報告をいたします礎遺跡は、宇賀野地先を中心として、長沢・高溝の小字にひろがる複合集落遺跡として知られています。この遺跡は、これまでの調査によって6時期におよぶ複合集落遺跡であることが明らかとなっています。今回の調査では、この地で稲作農耕が開始された時期にあたる弥生時代前期の良好な資料や、木製紡織具を出土した古墳時代前期の大溝、または条里制施工期の畦畔遺構などが発見されました。

この報告が、地域史研究や埋蔵文化財保護への理解と認識を深めるために幾分でも寄与することができれば、幸いです。

末筆になりましたが、同事業にご協力いただきました関係諸氏・関係諸機関に熱く御礼申し上げます。

2001年（平成13年）3月

近江町教育委員会

教育長 北川 孫一

## 例 言

- 1, 本書は、近江町碇遺跡の第3次発掘調査を扱った報告書である。
- 2, 当該の調査は、山口不動産株式会社が施工する母の郷ニュータウン第II期造成工事に関連した埋蔵文化財発掘調査であり、調査経費については同社が負担した。
- 3, この調査は、平成10年度・11年度に試掘調査、平成11年度に発掘調査、平成12年度に整理調査を実施したものである。
- 4, 調査体制は下記のとおりである。

調査主体 近江町教育委員会 教育長 北川孫一 (平成10・11・12年度)

調査事務局 社会教育課長 世森増信 (平成10・11年度)

北村惣一 (平成12年度)

文化振興係長 宮崎幹也 (平成12年度より主査)

調査補助員 谷口千夏 (現・近江町はにわ館)

発掘作業(労務請負) 有限会社 近江町調査サービス

- 5, 本書をまとめるにあたって、下記の方々から指導、助言を得た。記して謝意を表する次第である。

宇野茂樹、魚津知克、江谷 寛、田城伸彦、大林宗夫、小野 隆、小野絢子、粕淵宏昭、  
桂田峰男、北原 治、寿福 滋、高居芳美、高橋克壽、高橋順之、田中勝弘、土井一行、  
中井 均、中川治美、中川通士、中村健二、林 博通、古野四郎、南 孝雄、森下章二、  
吉田秀則 (五十音順、敬称略)

- 6, 空中写真測量業務については、金城測量設計株式会社に委託して実施した。
- 7, 遺物写真については、寿福 滋氏(寿福写房)の手を煩わせた。
- 8, 出土木製品の高級アルコール保存処理については、株式会社吉田生物研究所に委託して実施した。
- 9, 本書で使用した方位は、新平面直角座標系VIを基準としている。また標高はTP(東京湾平均海面高度)を用いた。
- 10, 本書の執筆・編集は、宮崎幹也が担当した。

# 目 次

第1章	はじめに	1
第2章	調査の概要	4
第3章	課題の解決	11
第4章	ま と め	14

# 挿 図 目 次

第1図	調査地位置図 (S=1/50,000)	1
第2図	周辺遺跡分布図 (S=1/25,000)	2
第3図	調査区全図 (S=1/500)	5
第4図	SD01遺構図 (S=1/200)	6
第5図	SD01出土遺物(1)	7
第6図	SD01出土遺物(2)	7
第7図	SD01出土木製紡織具	8
第8図	竪穴住居周辺遺構図 (S=1/200)	9
第9図	SD02出土銅剣	9
第10図	竪穴住居出土遺物	9
第11図	条里制遺構東西方向横断図 (S=1/100)	13

# 図 版 目 次

図版 1	(上) 碓遺跡第3次発掘調査風景 (下) 古墳時代前期の大溝 (SD01)
図版 2	(上) 弥生時代前期の竪穴住居 (SB01・SB02) (下) 古墳時代前期の溝 (SB02) と弥生時代前期の竪穴住居 (SB02)
図版 3	(上) 年代不明の溝 (SD03) (下) 氾濫砂礫を掘り込んだ中世遺構
図版 4	(上) 氾濫砂礫層に対する断ち割り調査 (下) 氾濫砂礫の下層から検出される条里遺構
図版 5	(上) 表層条里と条里畦畔遺構 (下) 条里畦畔遺構
図版 6	出土遺物 (弥生時代前期の土器・古墳時代前期の銅剣と木製紡織具)



# 第1章 はじめに

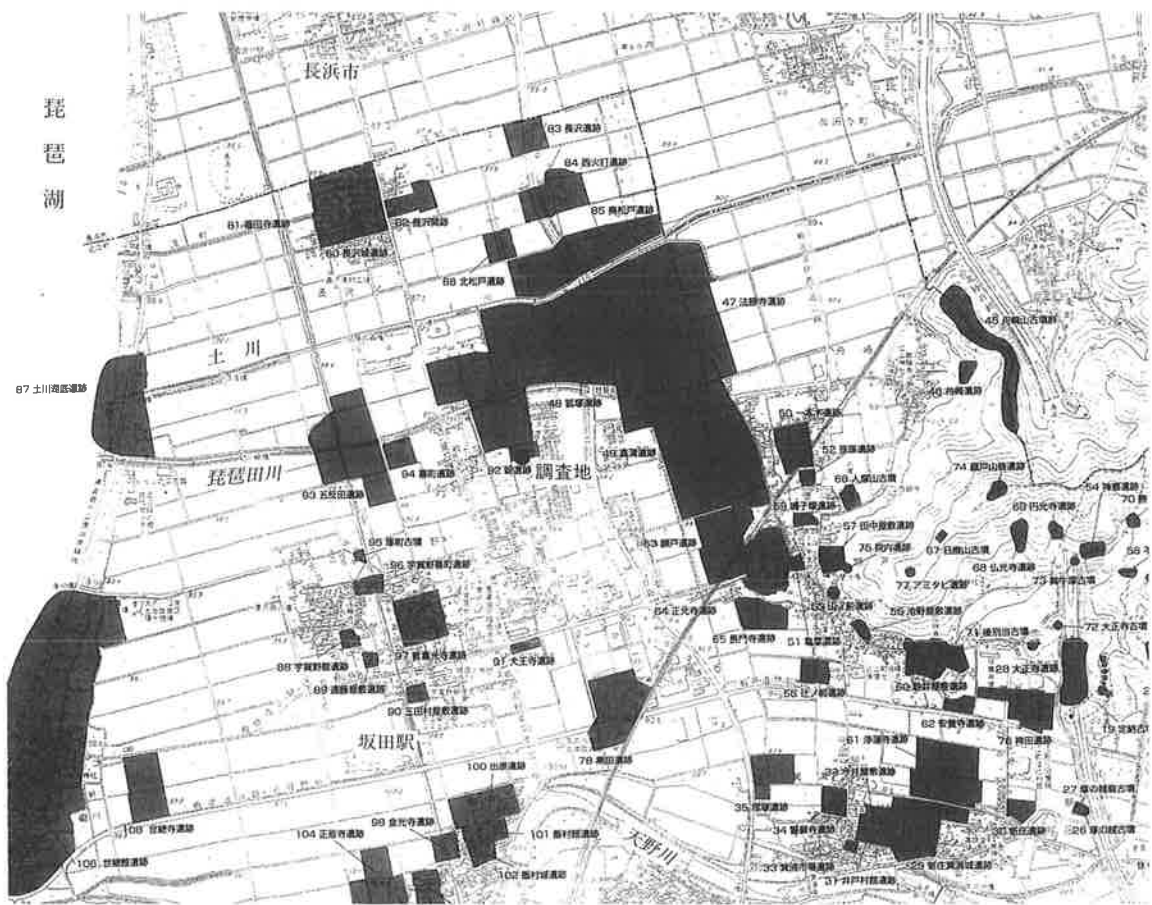
## 碓遺跡における発掘調査の課題

碓遺跡は、滋賀県坂田郡近江町宇賀野地先を中心として、隣接の長沢・高溝地先に広がる複合集落遺跡である。2001年（平成13年）3月末現在、碓遺跡では、3度にわたる大規模な試掘調査と、4次におよぶ発掘調査が実施されており、ここに報告するものは第3次発掘調査に該当する。これまでの調査では、第I期（弥生時代前期）・第II期（弥生時代中後期）・第III期（古墳時代前期）・第IV期（古墳時代後期）・第V期（奈良時代）・第VI期（平安時代）の6時期におよぶ複合集落遺跡であることが明らかにされている。<sup>(註1)</sup>

同遺跡は、法勝寺遺跡・狐塚遺跡・奥松戸遺跡とともに「法勝寺遺跡群」を構成しており、



第1図 調査地位置図 (S=1/50,000)



第2図 周辺遺跡分布図 (S=1/25,000)

周辺の「長浜平野統一条里」の普及しない独自の南北地割上に立地し、『故太宰師親王家遺跡臨川寺領等目録』(天竜寺文書)に見られる「朝妻莊法勝寺郷」を構成するものと考えられてきた。<sup>(註2)</sup>しかしながら、近年の分布調査において、琵琶田川以南への拡がりが確認され、その一部は「統一条里普及区域」にも及ぶことが明らかとなった。

今般、報告をおこなう第3次発掘調査地点もまた、新たに範囲拡張された「統一条里普及区域」に含まれており、古墳時代の遺構分布では、法勝寺遺跡・狐塚遺跡・奥松戸遺跡と繋がりをもつものの、平安時代の遺構分布では繋がりをもたないといった状況にあり、複合遺跡ならではの特殊性を示している。

今回の発掘調査では4つの調査課題を掲げ、それぞれの問題点について追求をおこなった。

第1の課題は、「碇遺跡の南限の確定」である。従来、碇遺跡の南限は一級河川「琵琶田川」で区切られると考えられていたが、近年の分布調査によって、遺跡南限範囲が拡がり、同河川の流路そのものが旧来よりもかなり変化していると判明した。

第2の課題は「弥生時代前期資料の把握」である。現在近江町では、碇遺跡(宇賀野)・法勝寺遺跡(高溝)・塚塚遺跡(顔戸)で弥生時代前期の資料が確認されているが、出土資料が少ないことから、その詳細な構成は不明である。今回の調査では、遺構は存在するのか、あるいは



出土資料の特徴はどこにあるのか、正確に追跡する必要がある。

第3の課題は「古墳時代前期の大溝遺構の追跡」である。一級河川「天野川」の水を、現在の能登瀬周辺で右岸に分水し、横山丘陵の南端裾域を巡らせ、顔戸・高溝方面に行き渡らせている遺構が町内の各地で発見されている。この遺構は、稗田遺跡（顔戸）から西進して南北に分割される。このうち北流するものは、顔戸遺跡・高溝遺跡・法勝寺遺跡・狐塚遺跡と繋がり、碇遺跡に伸びる。また南流するものは、黒田遺跡で北折した後、碇遺跡方面に伸びることが明らかとなっている。碇遺跡では、この遺構の具体的な状況を明らかにする必要がある。

第4の課題は「条里制遺構の形成」である。従来の碇遺跡周知範囲は、長浜平野統一条里の普及しない「法勝寺南北地割の普及区域」に限定されていたが、近年の調査によって、南端の地域のみ、表層条里の普及することが明らかになった。第3次発掘調査地点は、この範囲に含まれており、地下の遺構によって「条里遺構」が明らかにされるかどうかを追跡する必要がある。

#### 調査の原因

碇遺跡第3次発掘調査は、山口不動産株式会社が施工する「母の郷ニュータウン 第II期工事」を調査原因としており、同社の依頼を受けて近江町教育委員会が平成10年度に試掘調査を実施した。この試掘調査を実施する段階では、当該地の用地買収が完了しておらず、繰越明許により、試掘調査の一部を平成11年度に実施することとなった。この試掘調査が完了したのは、1999年（平成11年）12月のことであった。試掘調査の結果から、開発区域の北端箇所において碇遺跡の南側への拡がり確認され、多時期にわたる遺構が検出され、遺物が出土した。

近江町教育委員会では、この試掘調査結果を基に山口不動産株式会社と埋蔵文化財保存協議をおこない、約3,200㎡の範囲を対象とした発掘調査が、改めて依頼されることとなった。この調査は、2000年（平成12年）2月1日～3月31日の期間、降雪の続く中で実施された。なお山口不動産株式会社には、試掘調査856,000円、試掘調査16,604,000円、整理調査1,365,000円、合計18,825,000円の調査経費を負担していただいた。記して謝意を表する次第である。

#### 調査の体制

通常、近江町教育委員会が実施する埋蔵文化財発掘調査は、月間調査面積1,000㎡以内を基準としており、「機械による表土掘削」「人力による遺構調査」「委託による写真測量」によって構成されている。しかしながら、今般の発掘調査は、降雪期における現地調査であり、かつ月間調査面積が基準超過していたため、調査の一部にあたる「人力による遺構調査」を労務請負化し、近江町教育委員会の職員1名が現場担当者となった体制下で、専門能力を備えた調査員1名と、熟練の作業員10名による調査業務を、安全管理を含めて外部組織（有限会社 近江調査サービス）に担当していただいた。

発掘調査の一部を労務請負化することについては、近江町にとって初めての試みであった。すでに平成10年9月29日付け、庁保記第75号で、文化庁次長近藤信司より各都道府県教育委員会教育長宛に通知された『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』では、民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入についての考え方が示されており、「排土・測量・写真測量等、発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること」と指導される一方、「民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと」とされている。滋賀県下では、上記の通知文が平成10年10月5日付けで配布されており、同日から現在にいたるまで、「民間調査支援機関の導入」を考える上での基準となっている。<sup>(註3)</sup>

礎遺跡第3次発掘調査の組織体系においても、発掘調査の調査主体は近江町教育委員会であり、「発掘調査組織の選択」、「発掘調査の実施の管理」等については当委員会が担当した。また現地においても担当技師（主任調査員）が常駐して調査を実施している。ここでは、町教育委員会の埋蔵文化財担当技師（主任調査員）が、「機械による表土掘削」「人力による遺構調査」「委託による写真測量」の全般を指導しており、このうちの「人力による遺構調査」部分のみを、民間の調査支援機関が担当した形となった。

## 第2章 調査の概要

### 第3次発掘調査の遺構

礎遺跡第3次発掘調査地点の平均標高は海拔86.80m前後であるが、これは約1.5km西に位置する琵琶湖の標準水位（84.371m）と比較して、わずか2m40cm程の差を示すにすぎない。現況は、河川に隣接した水田となっている。

今回、設定した調査区は、南北32m・東西100m規模を測る。また、土層の堆積は、上位より、表土、暗褐色粘質土と続き、遺構面を構成する淡灰褐色砂礫層に至る。調査区の遺構面は、緩やかに北側に傾斜しており、調査区南西端がGL25cm（86.55m）で遺構面に至るのに対し、調査区北端ではGL70cm（86.10m）で遺構面に至り。南北32mの間で、約45cmの標高差を示している。

遺構の検出は、調査区の全体であるが、特に、北端西寄りでは大溝遺構（SD01）、北端東寄りでは溝（SD02・SD03）、竪穴住居（SB01・SB02）が検出されている。これらの遺構は、淡灰褐色粘質土を遺構面として掘り込まれており、他の多くの遺構が砂礫層を基盤層として掘り込まれているのと様相を異にしている。



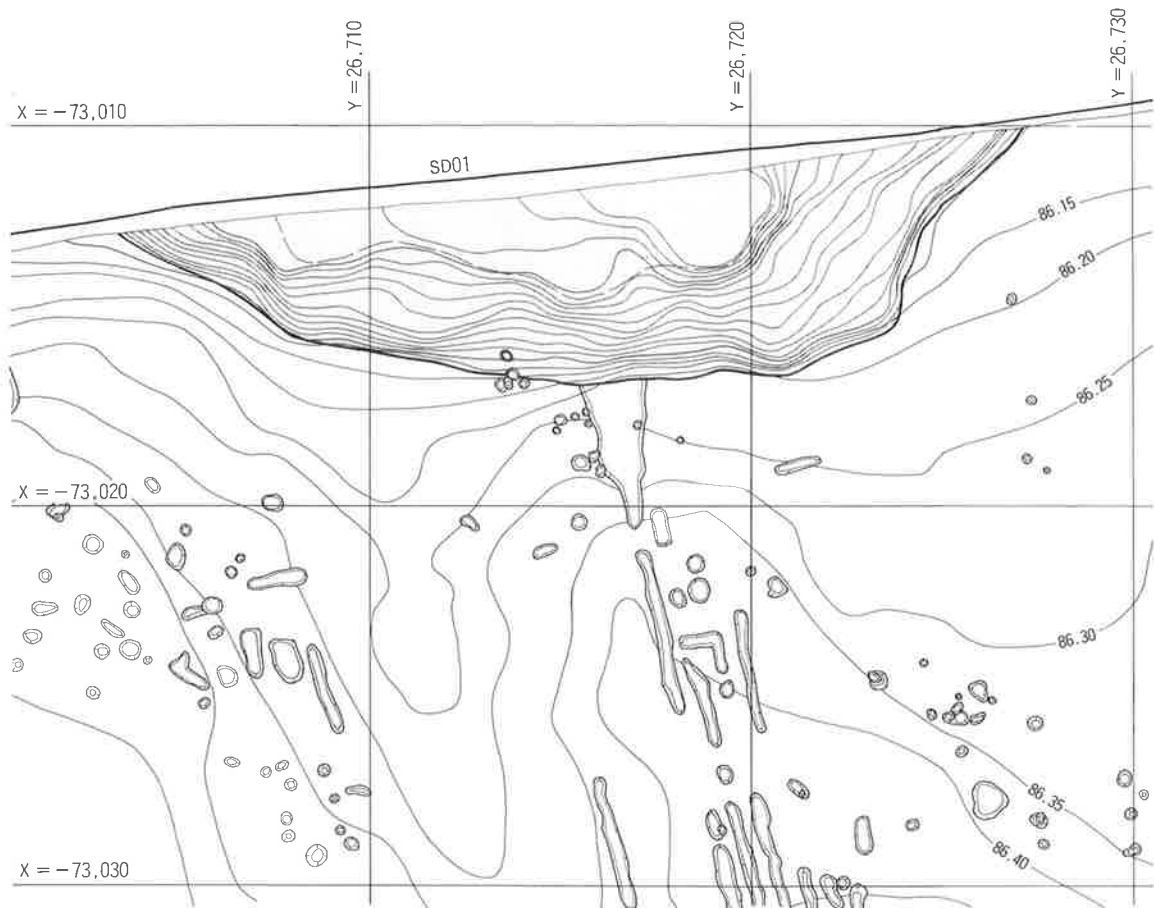
第3図 調査区全区 (S = 1/500)

### 大溝遺構 (SD01)

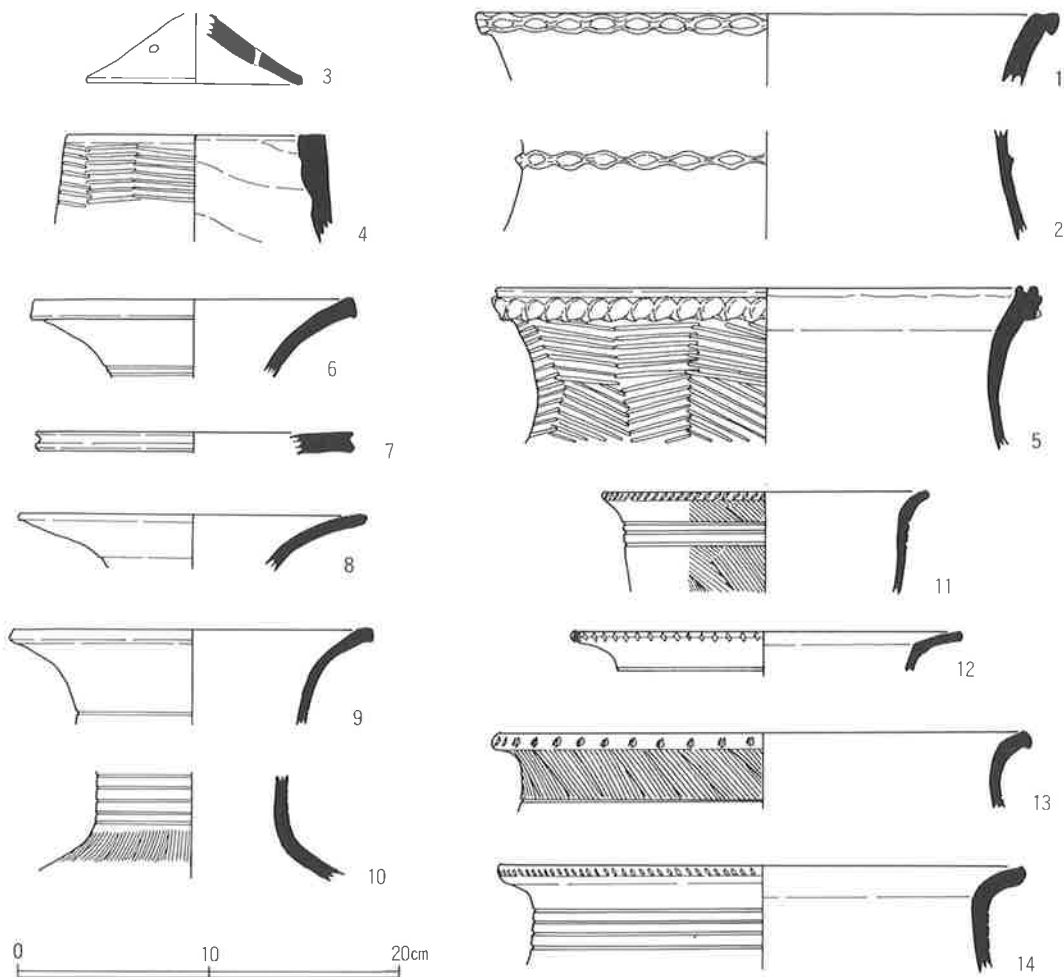
調査区の北端西寄りで確認された大溝遺構 (SD01) は、調査区の北東方向に上流を持ち、調査区の中で屈折して北西方向に伸びる。第3の課題とした「古墳時代前期の大溝遺構」がこれにあたり、高溝遺跡・狐塚遺跡を通り抜けてきた遺構と推測される。現状では、長さ30m・幅5m・深さ70cm以上の規模であることのみが明らかにされており、全体規模を明らかにすることはできない。

遺構内の遺物は、最下層に集中しており、弥生時代前期の土器、古墳時代前期の土器・木製品に大別される。出土量に対して、図化できるものは少ない。

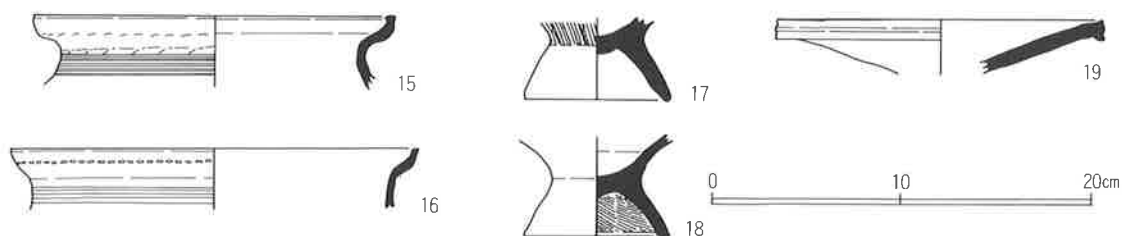
まず、弥生時代前期の土器には、突帯文の深鉢 (1・2)、蓋 (3)、条痕文の無頸壺 (4)、条痕文土器 (5)、壺 (6~10)、甕 (11~14) などがある。(1) と (2) は特徴的な縄文時代晩期の突帯文土器である。(1) は、口縁部の上端外面に突帯文が巡る。また (2) は、体部上方に二段目の突帯を巡らせる。(3) は、壺にともなう蓋で、孔が設けられている。(4) と (5) は、東海地方の条痕文土器。(4) は無頸壺で、外面に条痕文を残し、内面には粘土紐の単位をとどめている。(5) は大形品で、口縁部の上端が凹面を示し、外部に押圧された突帯が巡る。(6) ~ (10) は、前期の特徴を示した壺で、外反して開く口縁部を持ち、頸部に篋描き沈線が巡る。



第4図 SD01遺構図 (S=1/200)



第5図 SD01出土遺物(1)

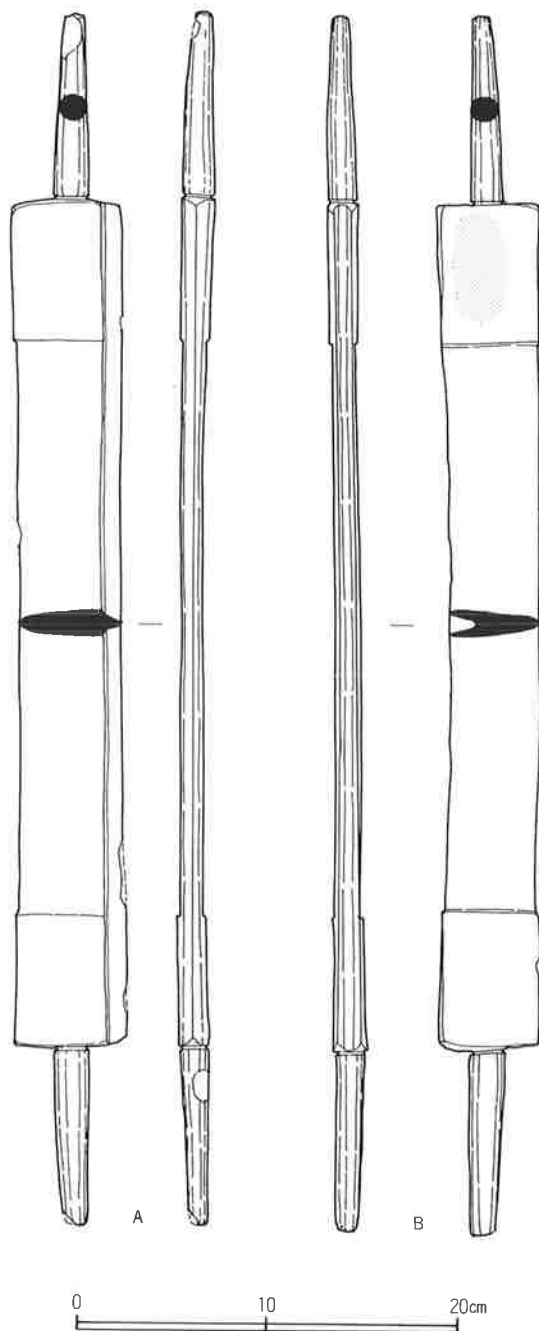


第6図 SD01出土遺物(2)

外面の調整が粗雑で、ハケが残される。同じく(11)～(14)は、前期の特徴を示した甕で、口縁部が外反し、上端に刻み目を持つ。また頸部外面に篋描き沈線が巡る。

次に、古墳時代前期の土器には、甕(15・16)。台付き甕の脚台(17・18)、器台(19)などがある。(15)・(16)は、ともに受口状口縁甕。口縁部の外面に刺突文を残し、頸部に櫛描直線文をとどめる。(17)・(18)は、台付き甕の脚台部。多くの甕は平底であるが、一部には脚台をもつ甕も含まれる。(19)は器台の口縁部。

出土遺物の大半は土器であるが、2点のみ木製品が含まれる。2点1対の紡織具と推定され、



第7図 SD01出土木製紡織具

端部が凸形をした(A)と、凹形をした(B)から構成される。(A)は長さ63.8cm・幅5.4cm・厚さ16mmを測り、(B)は長さ63.6cm・幅4.7cm・厚さ16mmを測る。第7図で網掛けをした部分には赤色顔料が残されており、本来は全体が赤彩されていたものと推測される。材質は「イヌガヤ」。この木製品については、高級アルコール保存処理をおこなった。

### 溝 (SD02)

調査区の北端中央で確認された溝。幅1m～2m50cm、長さ12m50cm以上を測る。埋土中から弥生時代前期の土器、古墳時代前期の土器、金属器などが出土した。

出土遺物のうち、弥生時代前期の土器と古墳時代前期の土器については残りが悪く、図化できるものが無い。一方の金属器は、鉄剣を模した銅剣。長さ約20cm、最大幅2cm7mmを測る。色調は、やや赤っぽく、錫の含有量が少ないと推測される。関目釘の孔が3つあけられている。関が斜めにとられており、この部分のみ鉄剣と違った形になっている。所々にスが入っており、関目釘のすぐ横に漆が付着している。先端はかけており、全体が折れ曲がっている。全長20.0cm、最大幅29mm、厚さ3mmを測る。

### 溝 (SD03)

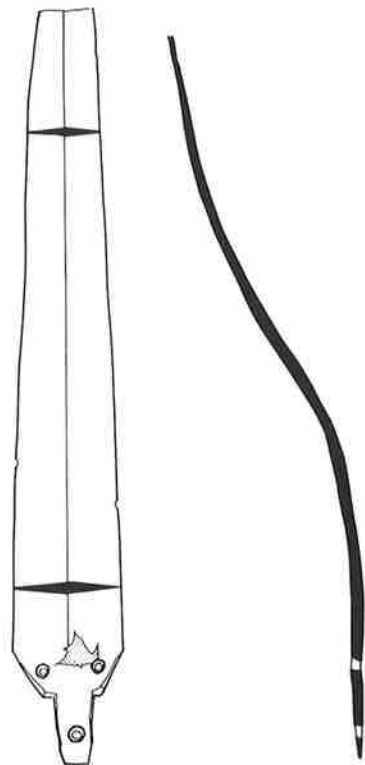
調査区の北端東寄りで確認された溝。SD02の延長になるものではなく、埋土が硬く締められている。一部では埋土が遺構面よりも高く盛り上がり、構築物の基礎とも考えられる。出土遺物は少なく、時期は不明である。

### 竪穴住居 (SB01)

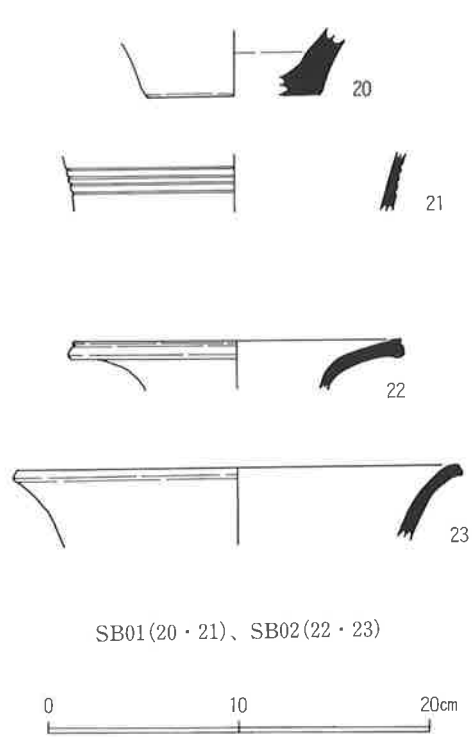
調査区の北東部で検出された直径6～7mの不整形な円形の竪穴住居。壁溝は明らかでなく、柱穴も不明である。遺構の上部は既に削平されており、10cm弱の深さとなっている。出土遺物



第8図 竖穴住居周辺遺構図 (S=1/200)



第9図 SD02出土銅剣



SB01(20・21)、SB02(22・23)

第10図 竖穴住居出土遺物

としては、弥生時代前期の土器が出土しているが、残りが悪く、図化できるものは少ない。(20) は、壺の底部。(21) は甕の頸部である。

#### 竪穴住居 (SB02)

調査区の北東部で検出されたSB01に先行する円形竪穴住居。直径 8 m 70cm~90cmを測る。こちらは、わずかに壁溝を残す。弥生時代前期の土器が出土しているが、残りが悪く、図化できるものは少ない。(22)・(23) とともに壺の口縁部である。



## 第3章 課題の解決

### 第1の課題「碇遺跡の南限の確定」

今回の調査によって、碇遺跡の南限は、琵琶田川以南約220mであることが明らかとなった。冒頭の第2図に示した碇遺跡の範囲は、今回の調査結果を基に決定したものである。また、第3次発掘調査の調査区は、碇遺跡の周知範囲内においても南端にあたる。

先にも記したが、碇遺跡は、第I期（弥生時代前期）・第II期（弥生時代中後期）・第III期（古墳時代前期）・第IV期（古墳時代後期）・第V期（奈良時代）・第VI期（平安時代）の6時期におよぶ複合集落遺跡であるが、遺構の拡がりや、遺物の出土範囲は、時期によって大きく異なる。

第I期（弥生時代前期）の遺構が確認されているのは、遺跡範囲の南端域。特に明瞭な遺構を捉えることができたのは、今回の第3次発掘調査であり、今後予定される北隣の調査では、より具体的な資料の発見が望まれている。

第II期（弥生時代中後期）の遺物出土が認められるのは、遺跡周知範囲の北東部であり、狐塚遺跡・法勝寺遺跡からの拡がりを示すものと推測される。両遺跡ともに、方形周溝墓を中心とした墓域を性格としており、碇遺跡もこれに準じるものと考えられる。

第III期（古墳時代前期）の遺構や遺物の出土は、広範囲に及んでおり、遺跡周知範囲のほぼ全域で確認されている。今回の調査地点では、大溝遺構（SD01）が発見されているが、この全貌も北隣の調査によって、今後明らかにされることであろう。

第IV期（古墳時代後期）の遺物は、遺跡範囲の北部と南部で確認されている。狐塚1号墳～5号墳に繋がる遺構が確認されるのか、あるいは同時期の集落遺構が確認されるのか、今後の調査課題となろう。

第V期（奈良時代）の遺構は、調査区の北側に集中しており、第1次発掘調査（A地区）と第2次発掘調査において掘立柱建物が確認されている。

第VI期（平安時代）の遺物については、遺跡範囲の北東部に集中している。平成12年度末から13年度初頭にかけて実施された碇遺跡第4次発掘調査では、近江系黒色土器や灰釉陶器の出土が確認されている。

### 第2の課題「弥生時代前期資料の把握」

今回の調査では、良好な弥生時代前期の資料が一括出土し、竪穴住居が2棟検出された。これまで、北近江における弥生時代前期の遺跡は、長浜市川崎遺跡・宮司東遺跡・塚町遺跡、米原町立花遺跡のほか、びわ町周辺の湖岸湖底遺跡に代表されてきた。これらの調査の中では、川崎遺跡が数条の環濠を持つことや、宮司東遺跡が竪穴住居を持つこと、また塚町遺跡では方形周溝墓を構築することなどが明らかにされている。

碓遺跡第3次発掘調査では、篋描き沈線を施す壺や甕が、突帯文の縄文土器や、東海地方の条痕文土器と共に出土することを重要視したい。従来調査では、同種の出土例に対して、時期幅をもつ遺物の出土形態として処理されがちであった資料であるが、北近江の弥生時代成立時期の本来の姿を考える上で冷静さを保つべき課題と考えている。

一般に、西から伝播した稲作文化（弥生文化）であるが、当地においては、東海地方からの伝播を視野に入れる必要があり、先行する縄文文化の突帯文土器使用が、弥生時代以降も使用比率を下げながらも継続しているものと考えられる。

このことについては、今後、溝からの出土資料だけでなく、土壌一括資料や竪穴住居出土資料が増大する中で解決される課題と考えている。

### 第3の課題「古墳時代前期の大溝遺構の追跡」

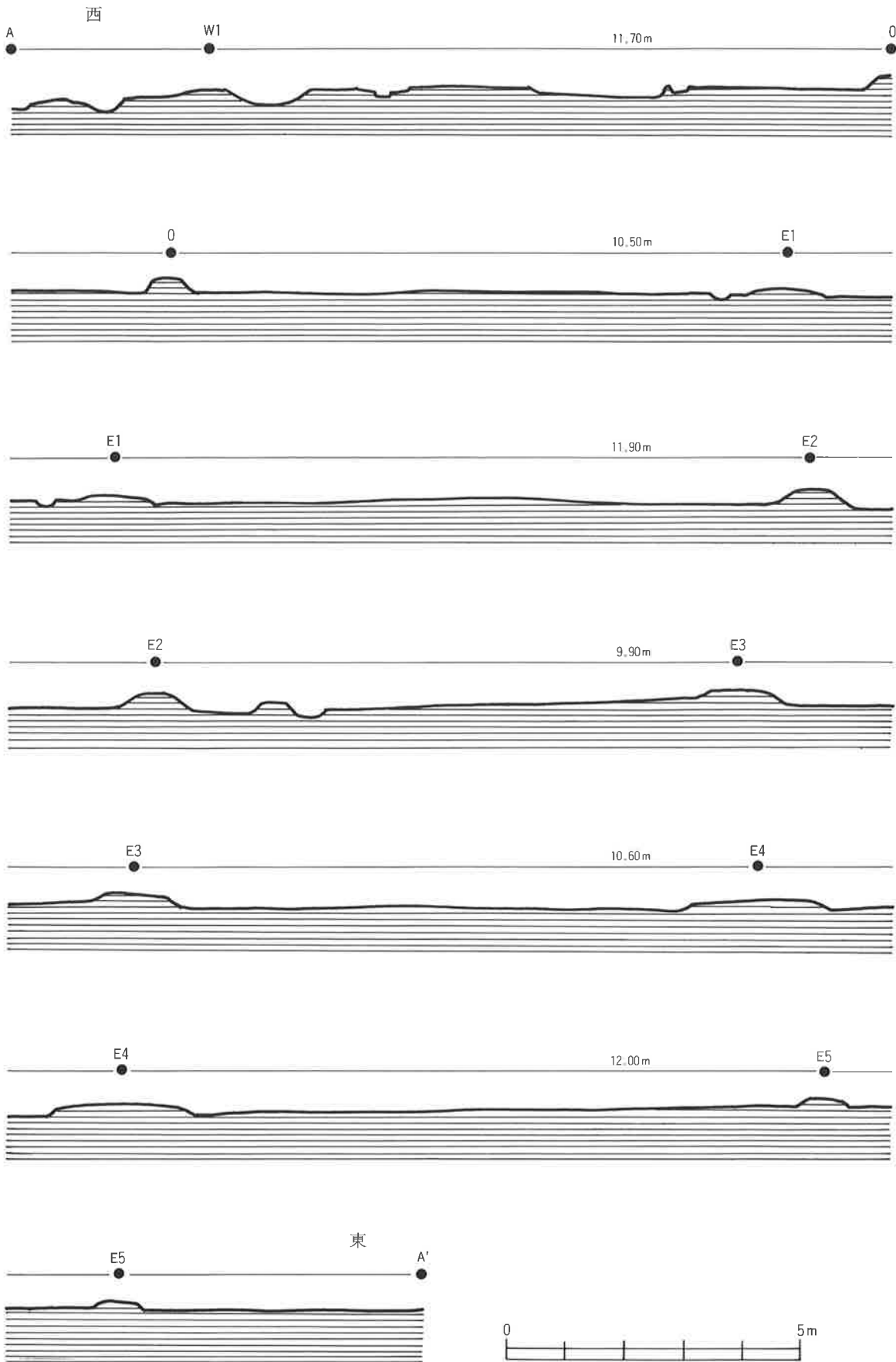
近江町教育委員会では、昭和61年以来、古墳時代前期の大溝遺構を追跡調査している。高溝遺跡第1次発掘調査、顔戸遺跡第1次発掘調査によって発見された大溝からは、縄文時代から平安時代にいたるまでの遺物を混在させており、発掘調査の時点では、隣接して発見された大形掘立柱建物を含めて遺構の築造年代を決定づけることができなかった。この年代を最初に古墳時代前期と捉えたのは、これらの調査報告書を作成する段階であり、同時期に実施された顔戸遺跡第2次発掘調査、高溝遺跡第2次発掘調査によって、関連遺構の追跡調査を実施した結果に基づくものであった。

大溝遺構は、条里制の水田区割が完全に普及した段階で姿を消すこととなるが、遺構内の出土遺物のうち最も新しい年代を示す12世紀後半代の山茶碗が、大溝が完全に姿を消し、条里制が完成する時期を示すと考えられる。

条里制の水田区割を普及させるには、起伏のある土地を水平にならし、大溝を埋める。この行為では、近接する前段階の遺構や遺物に大きな影響をあたえている。大溝から出土する縄文土器・円筒埴輪・山茶碗などは、削平によって移動された遺物と考えられ、出土地点付近の遺構年代と合致している。

縄文時代から弥生時代にかけて地域の中を流れていた小河川を一部利用しながら、大規模なものに掘り下げ、水掛りの悪い範囲に灌漑することが、この大溝の築造理由と考えられるが、この大溝の完成によって、広範囲な水田確保が可能になったと推定される。

また大溝遺構では、要所要所で「水辺祭祀」がおこなわれている。高溝遺跡第1次発掘調査では小形儀鏡が出土し、黒田遺跡第3次発掘調査では舟形土壙から木製傘骨が出土している。今回の碓遺跡第3次発掘調査で出土した木製紡織具や銅剣も、同様の意味をもつものと推測されるが、他の2遺跡に見られる、小形土器や完形品土器の一括投棄は今のところ認められていない。今後の北隣における調査では、大溝の形状を明らかにし、周辺遺構の性格を明らかにする必要がある。



第11図 条里制遺構東西方向横断面図 (S = 1/100)

#### 第4の課題「条里制遺構の形成」

礎遺跡第3次発掘調査では、表層条里の残る地域において、氾濫砂礫の下層から条里制施工期の畦畔遺構を検出した。

調査区南半部の遺構面を構成しているのは、氾濫砂礫であり、この上面には中世の遺構が残されていることになる。多数のピットや溝状の遺構が検出されているが、多くの性格は不明である。氾濫砂礫の一部には、下層の畦畔が路頭している箇所があり、これを基準に「0」ポイントを設定し、垂直方向に断ち割り調査を実施した。その結果、西側に1箇所(W1)、東側に5箇所(E1～E5)、「0」ポイントを含めて7箇所の畦畔遺構が検出された。

それぞれの畦畔間の距離は、西側から11.70m(W～0)、10.50m(0～E1)、11.90m(E1～E2)、9.90m(E2～E3)、10.60m(E3～E4)、12.00m(E4～E5)を測り、必ずしも基準に合わせて緻密なものでもないことがわかる。

また、表層条里に残されていても、この調査区のように南半部では畦畔遺構が埋没しているものの、北部では存在しない箇所もあり、「表層条里」＝「初期の条里制遺構」でないことは明らかである。この調査区においては、南側から普及したことが明らかとされる。

## 第4章 ま と め

今回の発掘調査では、調査に着手する段階で礎遺跡の抱える問題点を整理し、4つの調査課題を設定した。近年の埋蔵文化財調査では、原因があって調査をするといった流れが常識化しており、個々の遺跡がもつ課題が軽視されがちな傾向にあるといえよう。確かに、原因者の負担によって発掘調査がなされ、後世になっても十分に活用される記録が保存されていることには十分に意義があるといえる。しかしながら、その一方で、どの遺跡に対しても同じアプローチで調査がなされることには、いささか問題があると考えられる。

近江町教育委員会では、個々の遺跡には追求すべき固有の課題があり、それぞれの発掘調査の中で、その課題を解決する取り組みが必要と考えている。ここでは6つの時期の複合遺跡である礎遺跡を対象に、その遺跡範囲を明らかにし、遺跡自身がもつ課題の追跡をおこなった。

このように課題追求の意識を高めた背景には、調査の一部を「労務請負」にしたことがあげられる。常に意識を集中させている「現場の作業進捗や安全管理」を外部組織に委ねることで、調査担当者は、十分に遺跡と顔を付き合わせる事が可能となったのである。ここでは、調査を安全に効率よく進めるだけでなく、追求すべき課題を意識しながらも、土中に埋もれてしまった地域史を解明する手掛かりがつかめたといえる。4つの課題については、次のような展望を持つに至った。

第1の課題とされた礎遺跡の周知範囲については、南北の範囲を拡大させる結果となった。これについては同時期に刊行される『近江町埋蔵文化財調査集報3』の中で付図として明らか

にしており、今後の調査基準として活用されたい。

第2の課題とされた、弥生時代前期の様相は、今後の北近江の同時期遺跡の調査に問題提起をおこなうものであり、従来の規定概念を振り払い、出土資料の一括公開を目指し、かつ土壌資料や住居資料の追跡をおこなう必要がある。これによって縄文時代晩期の突帯文土器が弥生時代にいたっても使用されつづける実態や、畿内系前期土器と東海系条痕文土器の共有状況が次第に明らかにされることと期待される。

第3の課題とされた古墳時代前期の大溝遺跡の追跡は、地域における古墳時代の大規模な土木技術の導入期を示すものであり、地域史の解釈や、豪族の出現を考える上で重要なキーポイントになると考えられる。琵琶湖に接していながらも水掛りの悪い地域に灌漑配水をめぐらせることで、新たな水田を確保した姿が、一層明らかになりつつある。弥生時代後期と異なり、大掛かりな土木工事が新たな技術導入によって開始される時期を古墳時代初頭の「庄内期」に認めることができる。また従来より同時期の水辺の祭祀資料として注目していた「小形土器の一括投棄」「小形儀鏡の埋納」「木製傘骨の使用」「木製農耕具の埋納」「刀形木製品の切断埋納」等には、「木製紡織具の埋納」や「銅剣の切断埋納」が加わることとなった。

第4の課題とされる条里制遺構の追及は、碇遺跡の大半が含まれる独自の南北地割と、広域普及の条里制との接点を見極める上で重要な位置の調査であったと考えられる。条里制の普及は、我々が意識しているよりも長い時間配分でなされた行為と考えられ、同一地域内においても何世紀も普及時期が異なることも予測される。ここで検出された条里畦畔遺構は、河川の氾濫砂礫によって埋没されているが、詳細な遺構面の断ち割り調査によって存在を明らかにすることができた。また「初期の条里制遺構」と「表層条里」は、明らかに異なった存在であり、この間の事実を埋める確認作業も今後の調査課題として残される。

文末になったが、山口不動産株式会社をはじめとして、この埋蔵文化財発掘調査に関係された方々に謝意を表する次第である。

註1：近江町教育委員会『近江町文化財調査報告2 碇遺跡発掘調査報告書』（1987年）

同『近江町文化財調査報告書第11集 碇遺跡2』（1991年）

同『近江町文化財調査報告書第21集 近江町埋蔵文化財調査集報3』（2001年）

第1次発掘調査の成果は1987年の報告に、第2次発掘調査の成果は1991年の報告に、また、碇遺跡の南端が広がったことについては2001年の報告に、それぞれ掲載されている。

註2：近江町教育委員会『近江町文化財調査報告書第6集 法勝寺遺跡』（1990年）

滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XVII-1 法勝寺遺跡一坂田郡近江町一』（1990年）

法勝寺遺跡・狐塚遺跡・奥松戸遺跡・碇遺跡が「法勝寺遺跡群」を構成することは上記の近江町報告に掲載されている。また法勝寺遺跡の南北地割を『故太宰師親王家遺跡臨川寺領等目録』（天竜寺文書）に見られる「朝妻荘法勝寺郷」を構成するものとした記載は上記の県報告に

みることができる。

註3：民間調査関係組織（発掘会社）の適切かつ効果的な導入については、文化庁長官の通知を伝えた、平成10年10月5日付け、滋教委文保第1667号、滋賀県教育委員会文化財保護課長発「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」を基準としている。

# 報告書抄録

ふりがな	おうみちようまいぞうぶんかざいちようさしゆほう							
書名	近江町埋蔵文化財調査集報 4							
副書名	碓遺跡 第4次発掘調査							
巻次								
シリーズ名	近江町文化財調査報告書							
シリーズ番号	第22集							
編著者名	宮崎幹也							
編集機関	近江町教育委員会							
所在地	〒521-0072 滋賀県坂田郡近江町顔戸488-3 Tel 0749-52-3111							
発行年月日	西暦2001年3月30日							
ふりがな 収録遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡					
いかりせき 碓遺跡	しがけん 滋賀県 きかたぐん 坂田郡 おうみちよう 近江町 うかの 宇賀野	254649		35° 20' 30"	136° 17' 45"	19950701 ~ 20010330	計3,200㎡	住宅地造成
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
碓遺跡	集落跡	弥生時代 古墳時代 奈良時代 平安時代	竪穴住居 溝 条里制遺構	弥生土器 土師器 須恵器				





# 図 版



碓遺跡第3次発掘調査風景



古墳時代前期の大溝 (SD01)



弥生時代前期の竪穴住居 (SB01・SB02)



古墳時代前期の溝 (SB02) と弥生時代前期の竪穴住居 (SB02)



年代不明の溝 (SD03)



氾濫砂礫を掘り込んだ中世遺構



氾濫砂礫層に対する断ち割り調査



氾濫砂礫の下層から検出される条里遺構

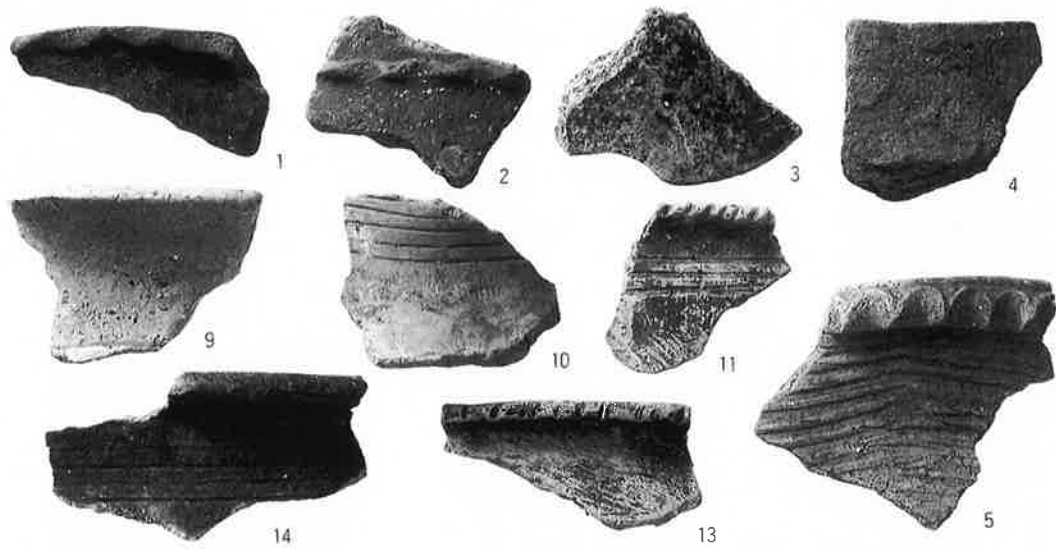




表層条里と条里畦畔遺構



条里畦畔遺構



大溝 (SD01) 出土資料 (弥生時代前期)



溝 (SD02) 出土銅劍



大溝 (SD01) 出土木製紡織具

近江町文化財調査報告書第22集  
近江町埋蔵文化財調査集報4  
—礎遺跡 第4次発掘調査—

2001年3月

編集・発行 近江町教育委員会  
〒521-0072 滋賀県坂田郡近江町顔戸488-3  
☎0749-52-3111

印刷 有限会社 真陽社